

令和2年 第2回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年3月24日(火) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 アーニス2階 登別市観光経済部事務室内 農業委員会室
- 3 出席委員(8人)

会長	9番	井野	知弘
会長職務代理者	3番	逢坂	裕明
委員	2番	相良	欣一
	4番	近井	一夫
	5番	三原	一英
	6番	吉鷹	敬貴
	7番	山下	篤
	8番	古町	綾
- 4 欠席委員(1人) 1番 赤樫 治
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 報告第1号 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報(実勢借地料)の公表について
 - 第3 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出について
 - 第4 議案第2号 下限面積(別段の面積)の設定について
 - 第5 議案第3号 平成31年度(令和元年度)農業委員会活動の点検・評価について
 - 第6 議案第4号 令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について
 - 第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第8 議案第6号 登別市農業委員会事務局職員の交通事故及び交通違反防止等に関する規程の一部改正について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	森元	俊明
総括主幹	西本	利博
主査	打田	知之
主任	中谷	仁思

7 会議の概要

事務局長 ただいまより、令和2年第2回総会を開会いたします。
本日は、1番赤樫委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。
本日の出席委員は、9名中8名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は井野会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。
登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、7番山下委員、8番古町委員にお願いします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。
以上で、日程番号第1を終わります。

議長 次に、日程番号第2 報告第1号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報（実勢借地料）の公表について」を議題とします。
事務局から説明願います。

事務局長 報告第1号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報（実勢借地料）の公表について」ご説明します。
議案書の1ページをご覧ください。
本賃借料情報は、前年の1月から12月までの間の当市における農地法第3条第1項の規定による賃貸借の許可及び農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく賃借料のデータを元に、全国農業会議所が定める「農地の賃借料情報提供の手引き」に基づき算出しております。

議長 報告第2号について、事務局長の説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。
それでは、以上で報告第2号を終わります。

次に、日程番号第4 議案第2号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。
事務局から説明願います。

事務局長 議案第2号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、審議の上、意見を求めるものであります。

議案書の6ページをご覧ください。

農地法第3条第2項第5号の規定による当市の下限面積は、平成21年12月8日付けで、0.5ヘクタールと設定しております。

令和2年度の下限面積の設定につきましても、新規就農者等の受け入れを促進し、農地の有効利用を図るため、引き続き現在設定しております0.5ヘクタールを下限面積とするものであります。

以上です。

議長 議案第2号について、事務局長から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 それでは、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり、決定します。

議長 次に、日程番号第5 議案第3号「平成31年度（令和元年度）農業委員会活動の点検・評価について」及び日程番号第6 議案第4号「令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、関連がありますので、一括議題といたします。
事務局から説明願います。

事務局長 議案第3号「平成31年度（令和元年度）農業委員会活動の点検・評価について」及び議案第4号「令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」は、審議の上、意見を求めるものであります。

はじめに、議案第3号「平成31年度（令和元年度）農業委員会活動の点検・評価について」ご説明いたします。

議案書の8ページから15ページに、当農業委員会の平成31年度の活動について、8項目にわたり点検・評価の案をお示ししております。

主な点につきましてご説明いたします。

議案書8ページには、本市農業委員会の概要を記載しており、耕地面積1,030ヘクタール、総農家数40戸、認定農業者23経営となっております。

議案書9ページには、農地の利用集積について記載しており、平成31年度（令和元年度）末の集積面積は801.40ヘクタールであります。

議案書10ページには新規参入の状況を記載しており、平成31年度（令和元年度）に1経営が新規参入しております。

議案書11ページ及び12ページには、遊休農地と違反転用の面積などを記載しておりますが、共にありませんでした。

議案書14ページには、農地所有適格法人11法人の定期報告の実績を記載しており、11法人中、2法人が休業中により報告がなされておられません。

次に、議案第4号「令和2年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」ご説明いたします。

議案書18ページの農地の利用集積・集約化については、既存の集積面積のおおむね5パーセントとなる40ヘクタールの増加を目標としております。

事務局長 また、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、1経営体、0.5ヘクタールの参入を目指すものとしております。

議案書19ページの遊休農地に関する措置については、令和2年度につきましても、例年どおり農地パトロールを実施することとし、重点地区を常盤町及び柏木町地域としております。

説明は以上ですが、本議案2件につきましては、4月1日から4月30日までの1か月間、パブリックコメントにより農業者等の意見を募集することになっております。

以上です。

議長 議案第3号及び議案第4号について、事務局長から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 それでは、はじめに議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり、決定します。

次に、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり、決定します。

次に、日程番号第7 議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

なお、本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、 委員には退席をお願いします。

ここで、暫時休憩します。

議長 会議を再開いたします。
事務局より説明願います。

事務局長 議案第5号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものであります。

議案書の20ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇、〇〇〇〇氏で、利用権の設定をする者は、〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇〇〇氏です。

利用権を設定する土地は4筆で、1筆目は、所在が登別市〇〇町、地番は〇〇番〇〇、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は〇〇〇〇m²、2筆目は、所在が登別市〇〇町、地番は〇〇番〇〇、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は〇〇〇〇m²、3筆目は、所在が登別市〇〇町、地番は〇〇番〇〇、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は〇〇〇〇m²、4筆目は、所在が登別市〇〇町、地番は〇〇番〇〇の内、地目は公簿が原野、現況は畑で、面積は〇〇〇〇m²です。

賃貸借の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっております。

借主の状況は、経営面積が380,702m²、労働力は男性が1人で女性が1人、農業従事者数は2人で年間620人日、農機具は、トラクターが5台、ロールペーラーが1台、モアコンが1台、レーキが1台、テッターが1台、マニュアルスプレッダーが1台、タイヤショベルが1台となっております。

位置図等の資料につきましては、議案書の21ページから23ページまでに記載のとおりです。

なお、本計画は、平成27年第2回登別市農業委員会総会にて決定した賃貸借を引き続き行おうとするものであることを申し添えます。

以上です。

議長 議案第5号について、事務局長から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 それでは、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり、決定します。ここで、暫時休憩します。

議長 会議を再開します。
次に、日程番号第8 議案第6号「登別市農業委員会事務局職員の交通事故及び交通違反防止等に関する規程の一部改正について」を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局長 議案第6号「登別市農業委員会事務局職員の交通事故及び交通違反防止等に関する規程の一部改正について」は、審議の上、意見を求めるものであります。

今回の改正は、平成29年5月17日付で地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、一般職の会計年度任用職員制度を創設する地方公務員法の改正が行われたことに伴い、登別市においても、会計年度任用職員を任用することから、関係する規程の改正を行うものであります。

追加議案書3ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の内容としましては、規程第1条中の「地方公務員法第3条第3項第3号に定める嘱託員」を「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めるものです。

なお、この改正は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上です。

議長 議案第6号について、事務局長から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 それでは、議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり、決定します。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。

これをもちまして、令和2年第2回農業委員会総会を閉会します。